

放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会

これまでの検討結果について

取りまとめ

－ 概要 －

実演家関連WGにおける検討結果について

課題

- ① 実演家に関する権利処理については、ネット配信に関わる関係者の工夫の積み重ねや、aRmaによる取組み等を通じ、その効率化が大きく前進。関係者の協力の下、更に工夫を重ねることにより、一層の効率化が期待。
- ② 一方、コンテンツ中の音楽に関する権利処理については、権利処理窓口の集約その他、未だ解決に向けた取組みに未着手の課題が多い。

対応

(1) 実演家関連

- ① ネットを通じた見逃し視聴においては、対象コンテンツの見逃し配信開始前に、実演家から直接、配信に関する「事前の許諾」を得る等の協力を得て、配信までのステップを効率化している例がある。
- ② こうした「事前の許諾」の枠組みを、「海外展開」についても活用し、後掲⑤にいう特定番組について番組出演に係る諸条件をより明確化することにより、放送直後の海外展開に係る許諾を併せて事前に取得する仕組みを導入することで、権利処理の一層の効率化が期待される。
- ③ 上記の「事前の許諾」を含む番組出演に係る諸条件の内容については、「放送番組の放送直後の海外展開」などの目的を超えて、実演家の権利を制限しないことが必要であり、可能な限り実演家と放送事業者との間で、書面にて確認されることが望ましい。
- ④ 「事前の許諾」以降の権利処理については、民放における「見逃し視聴」の場合と同様、aRmaが管理する実演家についてはaRmaにて集中的に管理されるものとする。その際、円滑な権利処理の実現のため、「事前の許諾」の対象となった放送番組に関する出演実演家名や所属事務所名等、権利処理に必須となる諸情報が、番組放送後速やかに放送事業者からaRmaに対して提供される仕組みを実現することを急ぐべき。
- ⑤ 以上の取組みは、実演家及び放送事業者において一定のコスト負担増を伴うもの。短期間の内に、全ての海外展開対象番組で実現することは困難。まずは、そうした番組の中から複数を「特定番組」として選定し、その番組で先行して実施し、効果を検証しつつ、段階的に対象番組を拡大していくこととする。

→行政としては、平成25年度予算以降継続的に、上記のコスト負担を軽減するための措置を講じ、対象番組の拡大を促進していくものとする。

(2) 音楽関連

放送番組の海外展開を促進するには、実演家に関する権利処理の効率化のみでは足りず、それと同時に、番組中に使用される音楽に関する権利処理の効率化が不可欠である。音楽ワーキングにおいてとりまとめられた具体的な取組みとスケジュールの在り方とあわせ、権利処理の効率化の取組みは、実演家と音楽の両分野において、同時並行的に行われることが望ましい。

課題

- (1) 前記の権利処理に関わる取組は、海外展開に関する「課題のうちの一つ」の解決。そのことのみで海外展開収益が短期間のうちに「目に見える」増加傾向となるのは困難。
- (2) 今後は官民の協力により、関係者が新たな権利処理に伴うコスト負担を自発的に継続できる環境整備が重要。
- (3) 具体的には、海外展開に関わる収益や市場全体の規模が将来的には拡大していくこと等について、何らかの見通しや展望が必要。特に「放送コンテンツ」単独、個別の国「毎」の取引に留らず、放送コンテンツの海外展開に関わる事業者の範囲が広がり、海外展開に関わる事業全体の収益も拡大するといった何等かの見通しが、関係者の間で共有されていくことが重要。

共通認識

<海外展開方策に関する具体的検討>

- ①海外マーケットにおける放送コンテンツと商品販売等を連携させた取組事例
- ②上記取組が効果的に行い得る対象国について
- ③上記連携を加速・推進していくための体制について

上記課題解決に向け、以下の点については大きな認識の相違はなかった。

- (1) 特にアジア諸国において、日本への関心が高く、放送番組と連携させて日本製品の広告等実施することは一定の効果が期待。
- (2) タイのドラマフェスティバル(※)等の事例を踏まえれば、事業者が個々に取り組むプロジェクトと並行して、放送局等関係者が共同で、相手国の放送枠の確保や、関連イベントを実施することは、日本コンテンツや商品に対する認知度を全体として底上げし、一定の効果が期待。
- (3) これまで、放送局、権利者、製品メーカー等海外展開に取り組む関係者が「オールジャパン」の協力体制の下、日本のコンテンツや製品の総合的広報・宣伝に取り組んだ例はなく、今後、こうした取組を進めれば関係者全体が一定のメリットを得られる可能性。

※タイの「J Series Festival」:国際ドラマフェスティバルの一環で、本年3月からタイで日本ドラマの集中的放送、日本のドラマ出演者等が参加しPRイベント実施。

対象国

対象国として望ましいと考えられる要素としては、以下のとおり。

- ・一人あたりのGDP比率が高いこと、人口等伸び率が高いこと
- ・ある程度の富裕層が存在していること
- ・宗教的、言語的にある程度の統一感や寛容度があること
- ・政治的経済的安定性があること 等

展開先として、例えばタイ、インド、インドネシア、ベトナム、台湾、香港、マレーシア等が挙げられ、特にインドネシアなどについてポテンシャルがあると指摘があった。

体制のあり方

海外展開を総合的に推進していくためには、以下のような体制整備が重要。

- ・放送局単独の展開は困難、スポンサー、商品メーカー、商社等多様な関係者が参加する「オールジャパン体制でのマーケット毎の強化戦略が重要。
- ・現地の放送局市場の把握等は、例えば現地企業などの活用等も有効。

当面の取組

当面の方策として、放送事業者のみならず、権利者、関連商品を扱う企業等幅広い関係事業者の参加によるオールジャパンの推進体制(一般社団法人)を2013年度前半にできる限り早期に立ち上げ、実現に向けた具体的なアクションプランの提示が重要。

ア) 海外展開に関する参加者の共通目標、目標実現に向けたアクションプランの策定

(対象とする国、放送するコンテンツ、イベント等に関する役割分担等)

イ) 上記共通目標等を前提として、海外展開を実際に行う事業者に対する支援の実施

ウ) 海外展開に資する対象候補国等に関する調査

音楽関連WGにおける検討結果について

1. 課題

- 海外でのレコードの使用許諾については「テリトリー制」が取られており、放送コンテンツの海外展開に「DVD化」や「送信可能化」を含む場合、原則としてコンテンツを展開する国・地域毎に当該レコード会社の現地法人の許諾が必要。
 - ⇒ 現地法人の許諾を得られない又は原盤の権利料が高価となる場合のコスト等を考慮し、放送事業者が楽曲の差し換えで対応するケースが多い。

- 海外展開に係る原盤権の権利処理を円滑化するためには、原盤権の権利処理に係る窓口機関を設置するとともに、できるだけ多くの原盤をカバーする権利処理データベースを整備し、料率等の権利処理ルールを策定することが必要。

- しかしながら、原盤権については、レコード会社によって自社で権利処理を行うことが可能な原盤の範囲や対象地域に大きな差が存在。
 - 国内資本系のレコード会社: 日本本社の考え方によっては、使用地域に関係なく、多くの楽曲について自社の裁量で許諾することが可能。
 - 外資系レコード会社: テリトリー制を厳格に採用しており、一部のタイトル・地域において「パス取り」と称して現地の法人に代わり日本法人が使用許諾をすることが可能なケースがあるものの、原盤権を使用する現地の法人に使用許諾権が存在。

2. 実証実験の内容、進め方

- レコード会社、放送事業者等の関係者が協力して行政の支援の下、課題の難易度や優先度を踏まえて可能なところから実証実験として暫定的なルールに基づく権利処理の円滑化に着手することにより、海外展開ビジネスの実績を積み重ねつつ、窓口機関の設置や権利処理ルールの策定について効果や課題等を検証する。
- 実験は3年間を目途とし、課題の優先度および難易度を踏まえ、フェーズを分けて実験内容の組み立てを行う。
- 円滑化施策として、レコード会社・放送事業者の個別協議により進める原盤権処理に対する支援策と、一任型集中管理を適切に組み合わせた実験を実施。

■フェーズ1(平成25年度)

まずはアジア地域を対象とし、その他、ニーズと可能性がある国々も、アジア地域における実験の進捗を踏まえながら、対象に追加することを検討。

- ・ ドラマおよびドキュメンタリー/情報番組を対象とし、放送番組のサイマル配信およびVOD配信までの利用を範囲とする、邦盤に限定した実験を実施。
- ・ 個別協議による原盤権処理について、実験協議会において特別な取決めを定め、実験の枠組みで支援することにより、ビジネス展開における促進効果及び課題を検証。
- ・ 一任型集中管理について、日本レコード協会を窓口とした許諾の円滑化を図るため、他国の例を参考にしつつ、許諾可能な原盤に関する情報を集約的に提供するデータベースを構築し、その有効性と円滑化効果を検証。
- ・ 個別協議と一任型管理の適切な組み合わせなど、実験を進めるにあたっての諸課題は、レコード会社・放送事業者等の関係者による検討組織を別途設け、検討を進めることとする。

■フェーズ2(平成26年度)以降

フェーズ1の取組みが一定期間経過した時点で、それまでの取組みの成果を踏まえながらテーマを検討。

3. 推進体制

(1) 実証実験の推進体制

- 実証実験を進めるにあたって、放送事業者及びレコード会社の責任者により構成し、日本レコード協会及び日本民間放送連盟を共同事務局とする民間ベースの実験協議会を設置(オブザーバーとして関係行政機関が参加)することとした。今後、6月中に協議会を立ち上げ、実証実験の具体的な進め方や必要な暫定的取決めについて決定し、本年9月を目途に実証実験を開始する。
- 放送コンテンツの海外展開を促進するにあたって、権利処理の効率化の取組みは、実演家と音楽の両分野において、同時並行的に行われることが望ましいことから、実演家の分野において効率的な権利処理の仕組みを導入する番組については、今回の音楽の分野における実証実験の対象とすることが必要。

(2) オールジャパンの推進体制

- 市場の拡大を図るには、コンテンツ単体での取引ではなく、コンテンツ関係の商品、イベント、サービス等と一体となった事業展開により関係者全体で収益を確保する取組が求められる。
- このため、コンテンツの海外展開を国家プロジェクトの一つと位置付けて関係者が一体として取り組む体制(一般社団法人)を整備するとともに、民間ベースで事業が自走化できるよう、関係省庁が協力して継続的な支援措置を講じて行くことが必要。